

平成29年12月定例会議会提出条例のあらまし

● 議案第90号 大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 非常勤職員について、次のいずれにも該当する場合に限り、育児休業に係る子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることを規定します。

ア 育児休業に係る子の1歳6か月到達日において、当該非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合

イ 育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

(2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第91号 大東市立保健医療福祉センター条例の一部を改正する条例

・(1) こども診療所の管理を指定管理者にさせることができることを規定します。

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第92号 大東市営住宅条例の一部を改正する条例

・(1) 認知症等の入居者からの収入申告が困難と認める場合は、市が官公署における必要な書類を閲覧することにより把握した収入に基づいて家賃を定めることができる規定を追加します。

(2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）および公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。

(3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第94号 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

・(1) 大東市一般職の職員の給与に関する条例にあっては、給料月額等を改定します。

(2) 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例にあっては、期末手当の額を改定します。

(3) 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあっては、報酬の額を改定します。

(4) 付則において、大東市職員の育児休業等に関する条例および大東市職員の勤務時

間および休暇等に関する条例を改正します。

(5) この条例は、公布の日から施行します。(一部を除く。)

● 議案第95号 大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

・(1) 一般職の職員の退職手当の額を引き下げます。

(2) この条例は、平成30年1月1日から施行します。